

クイズで学ぼう！消費生活のキホン(答え)



答えは ① 自ら出向いてデパートで購入した着物

自分の意思で店舗に出向いて契約した場合、クーリング・オフは適用されません。

クーリング・オフってなに？

- いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。
- クーリング・オフの通知は自分で行うことができます。クーリング・オフができる取引かどうか不明なときや、書き方や手続き方法が分からないときは、悩まず、すぐにお近くの消費生活センター等へ相談しましょう。

● 消費生活センター便り

ネット注文は購入条件をチェック!!

通信販売での「定期購入」に関する相談が後を絶ちません。



2回目が届いた!?



【県内事例】

スマホにダイエット食品の広告が表示され、「定期縛りなし」「2回目は送らない」とあったので注文。商品が届き、代金を支払った後、業者から「定期便の次回のお届けについて・・・」とメールが届いた。業者に「定期購入ではないはず、2回目はいらない。」とメールを送ると「2回目を受け取らずに解約する場合はキャンセル料6,500円が発生する」と返信があった。直接話をしようとして何度も電話をするが全くつながらない。そうこうしているうちに2回目の商品が届いた。

- ・ 注文前に購入条件や解約に関する規約をしっかりと確認しましょう。
- ・ 通信販売は不意打ち性のない取引なので、クーリング・オフ制度の適用はありません。返品や解約については、販売業者の規約に従うことになります。
- ・ トラブルに備えて実際に見た広告の画面や最終確認画面をスクリーンショットし、記録に残すようにしましょう。
- ・ 不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。

●不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、すぐに相談しましょう。

消費者ホットライン・・・局番なしの188(いやや)番

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口につながります。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

住所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソール」2階

受付時間 日曜日～金曜日 9:00～16:45
※日曜日モ相談を受け付けています

休所日 土曜日・祝日・12/29～1/3

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

県立消費生活センターから情報発信中！
Instagramもチェック⇒

